

「平成 28 年度 北谷町プレミアム付き商品券発行事業」  
事業実施要綱

北谷町商工会

## 1. 目 的

地域住民の地元消費を拡大し、加盟する事業者の経営に関する意識の改革、関係機関との連携強化、地域経済の活性化に資すること目的とする。

## 2. 主 催 北谷町商工会

## 3. 発 行 内 容

- (1) 名 称 プレミアム付きニライ商品券 2016
- (2) 発行総額 1 億 1,000 万円 (1 億円×10%のプレミアム含む)
- (3) 発行内容 1 冊 1 1 枚綴り (1,000 円券×1 1 枚 11,000 円分) の商品券を 1 万で販売する。1 1 枚の内、5 枚を全店舗共通券、6 枚を小型店舗専用券とする。

- ①全店舗共通券は大型店およびスーパーを含む全ての取扱店で使用可能とする。従って、1 冊の商品券の内大型店での利用は全店舗共通券の 5 枚となる。
- ②小型店舗専用券は大型店を除く取扱店で使用可能とする。従って、大型店以外の取扱店での商品券の利用は、1 冊の商品券では、全店舗共通券 5 枚と小型店舗専用券 6 枚の合計 1 1 枚の全てが利用できる
- ③大型店とは、売場面積が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の小売店およびスーパー、ドラッグストアと定義する。なお、大型店に入居するテナントなどの扱いについては、取扱店を募集する際に申告される売場面積によって共通店型か小型店型かを判断する。
- ④ ③以外の取扱店、即ち売場面積が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>未満の小売業並びに飲食業、サービス業及びその他の業種 of 取扱店は小型店として取り扱う。
- ⑤全店舗共通券と小型店舗専用券は区別できるようデザインを変え、表紙付の冊子として綴じ込み、これを 1 冊の単位とする。また、偽造防止の為、商品券には特殊な加工を施す。

## 4. 商品券の取扱い事項

商品券の取扱い事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券の購入は町内の在住者、在職者、通学者とする。
- (2) 商品券の購入は 1 人に付き 3 冊までとする。
- (3) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (4) 商品券の現金化はできない。
- (5) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (6) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (7) 有効期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (8) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、北谷町商工会はその責を負わない。

## 5. 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）。
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い商品等の購入。
- (3) 事業者間決済。
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (6) その他北谷町商工会が指定するもの。

## 6. 取扱店の参加資格及び登録等について

### (1) 参加資格

北谷町内で事業を行っている事業者で、小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業者のうち以下に該当する事業者を除いたもので、北谷町内の店舗等において商品券が使用できる事業者とする。

- ① 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ② 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- ③ 上記「6. 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

### (2) 大型店と小型店の取扱い

- ① 大型店とは、一事業者の売場面積の合計が「3. 発行内容（3）発行内容③」の取扱店をいう。
- ② 小型店とは、上記以外の取扱店をいう。従って、大型店に出店しているテナントは、その売場面積が1,000㎡未満であれば小型店として取り扱う。また、飲食業、サービス業及びその他の業種はその売場面積に因らずに小型店として取り扱う。

## 7. 取扱店の責務、登録取消について

### (1) 取扱店の責務

取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 「6. 商品券の利用対象とならないもの」に反した商品券の取り扱いを行わないこと。
- ② 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- ③ 取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- ④ 商品券の取扱いについては、現金と同様の扱いをすること。「商品券対象外」などの取扱いを行わないこと。
- ⑤ 取扱店であることが明確になるよう、北谷町商工会が配付する取扱店表示等を利用者が見やすい場所に掲示すること。
- ⑥ 全店舗共通券並びに小型店舗専用券の二種類の商品券が流通することから、各店舗対

象の商品券を取り扱うこと。なお、大型店で小規模店型商品券が使用された場合は、これを無効とする。

- ⑦ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- ⑧ その他北谷町商工会がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

## (2) 取扱店の登録取消

北谷町商工会は、取扱店の提出する登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、本会は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

- 8. 販売場所 北谷町商工会  
※その他役場や公民館等での販売を検討・調整
- 9. 事業期間 平成28年8月～平成29年2月末
- 10. 販売期間 平成28年9月～平成28年11月末  
※但し、販売期間内であっても完売時点で終了する。
- 11. 使用期間 平成28年9月～平成28年11月末  
※期間を過ぎたものは一切使用出来ない。
- 12. 換金期間 平成28年9月～平成29年1月末
- 13. 換金方法 取扱店は、毎週金曜日までに商工会へ商品券を持参し、所定の「換金申込書」により申込みものとする。商工会は、「換金申込書」を確認及び真贋チェックをした後、翌々週水曜日に金融機関の指定口座に振込むものとする。  
※換金の際の振込手数料は商工会が負担します。
- 14. 取扱店申込
  - (1) 取扱店対象 加盟店登録店舗
  - (2) 申込期間 平成28年8月1日（月）から随時行う。  
但し、平成28年8月23日までに申込みがあった取扱店を商品券販売の際に、商品券と合わせて取扱店舗一覧表として購入者に配付する。（土日祝祭日は除く。）8月23日以降に申込みがあった取扱店は商工会ホームページ等での周知を行う。
  - (3) 申込方法 別紙(様式1)「登録申請書」に記入の上申込み下さい。

15. 取扱店  
加盟手数料

|        | 加盟手数料    |
|--------|----------|
| 商工会員   | 無料       |
| 町内団体会員 | 5,000 円  |
| その他非会員 | 10,000 円 |

※町内団体とは、観光協会、飲食業組合、  
漁業協同組合、アメリカンビレッジテナント会とする。

16. 宣伝広報

本事業について、広く地域住民及び地域事業所に周知する為に、横断幕、商工会広報誌、商工会ホームページ、町広報誌、町ホームページ、新聞折り込み、防災無線、取扱店ステッカーの店舗掲示、関係機関へのホームページ等周知依頼を行う。

■実施予定スケジュール

|            | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 加盟店向け説明会   | ●  |    |     |     |     |    |    |    |
| 販売の告知      |    | →  |     |     |     |    |    |    |
| 商品券販売開始    |    |    | →   |     |     |    |    |    |
| 商品券利用期間    |    |    | →   |     |     |    |    |    |
| 換金受付期間     |    |    | →   |     |     |    |    |    |
| 利用期限の告知    |    |    |     | →   |     |    |    |    |
| 加盟店向けアンケート |    |    |     |     |     | ●  |    |    |

<お問い合わせ>

北谷町商工会

〒904-0101 北谷町字上勢頭837-1

TEL: 098-936-2100 FAX: 098-936-8845